

一般社団法人玉の緒会 会員規約

(目的)

第1条 この会員規約は、一般社団法人玉の緒会（以下、「当法人」という。）の会員制度について定め、当法人を適切に運営することを目的とする。

(会員の定義)

第2条 会員とは、以下の3種とする。

- (1) 正会員：当法人の目的及び事業に賛同して入会した個人であり別に定める会費を納める者
- (2) 賛助会員：当法人の目的及び事業に賛助又は後援する個人又は団体であり別に定める会費を納める者
- (3) 特別会員：この法人の目的及び事業に賛同する個人であり、この法人に対し特に功労のあった者のうちから理事会において推薦された者

(入会手続)

第3条 正会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書（書面またはオンラインによる申込書）を提出し、理事会の承認を得なければならない。
入会日は、当法人が月会費を受領した日と定める。

(入会申込の不承認)

第4条 当法人の会員になろうとするものに、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不適切と判断した場合。

(会費)

第5条 当法人の会費は以下のように定める。

正会員： 月会費 5,500 円

賛助会員： 年会費 10,000 円/一口

特別会員： 0 円

会費は当法人指定口座に該当月の末日までに振り込むものとする。

会員がすでに納めた会費については、その理由如何を問わず、これを返却しないものとする。

(会員情報の変更)

第 6 条 入会申込書に記載された内容が変更された場合、会員は速やかに当法人に変更内容を伝えなければならない。

前項の通知を怠ることにより会員が不利益を被ったとしても、当法人はその責を負わない。

(会員情報の公開)

第 7 条 会員情報は、会員の在籍中及び退会后、当法人の活動に関わる内容に限り同意を得た上で当法人の HP 等に公開することができる。

(退会)

第 8 条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員は、定款第 10 条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会費等の返還)

第 10 条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、当法人に対して既に支払った会費等の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第 11 条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき当法人より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(会員の権利)

第 12 条 会員の権利はその種別に応じて別に理事会で定めて公表する。

(会員の特典)

第 13 条 正会員および賛助会員は以下の特典がある。

(1)当法人の活動に関する情報提供

(2)当法人主催イベントの参加優遇

(会員規約の変更)

第14条 本規約の変更については、理事会でこれを決議する。

本規約に定めない事項については、理事会の決議より定めるものとする。

(知的財産の保護)

第15条 会員は在籍中及び退会后、当法人が作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表をしてはいけない。

会員は理事会の許可なき者は第三者に教授してはならない。

(免責および損害賠償)

第16条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

会員同士の問題や紛争に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。

当法人の活動に関連して会員が当法人又は第三者(他の会員を含み、以下も同様とします)に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員はその損害を賠償するものとし、当法人はいかなる責任も負わないものとする。

(個人情報の保護)

第17条 会員の個人情報は、全会員がその取扱いに十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却をしたり、何らかの媒体に公表してはならない。

(反社会的勢力への対応)

第18条

1 当法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は会員が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信頼を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為

3 その他前各号に準ずる行為

会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

令和3年9月19日制定